

広島県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年六月七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字近田四三番四地先から 福山市駅家町大字近田一〇六五番一地先まで	二五・八〇〇 五・〇〇	八・八〇〇 二・〇〇	七〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	拡幅